

平成 26 年 3 月 30 日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画）

森 まさこ 様

消費者庁長官 阿南 久 様

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク 会長 伊藤 誉志男

2014 年 3 月 14 日、消費者委員会食品表示部会第 3 回生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会で、消費者庁食品表示企画課が作成した「販売の用に供する添加物の表示について(案)」が配布され審議されました。

この件について、3 月 17 日、消費者庁食品表示企画課の資料を添付して、アンケート（別紙 3 にアンケート葉書を添付しました。）を、私たちが把握できている食品添加物関係事業者（585 社）に郵送し回答を求めました。3 月 29 日に中間集計しました。

その結果、消費者庁が提示した案に対して回答者の約半数が反対であることが判明しました。さらに、私たちのアンケートで「消費者庁の案を初めて知った。」とする回答が 75%に達したことは、賛否以前の重大な問題です。消費者庁は、消費者庁の案を関係者に開示した上で、審議すべきです。

さらに、検討に当たっては、この分野に明るい委員も加えるなど公平・公正な審議を求めます。

3 月 29 日に集計しました結果は、別紙 1 の通りです。

連絡先：

〒530-0047 大阪市北区西天満 3 丁目 13-18 島根ビル 5 階

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク

事務局長 中村幹雄（鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授）

TEL：06-5311-1494 FAX：06-6311-1484 携帯電話：090-3280-4181

e-メール：mikio-nakamura@mopera.net

別紙 1

中間集計の結果

回答数	集計日	発送数	発送日	返送（該当者なし等）数
102 通	3 月 29 日	585 通	3 月 17 日	50 通

質問 1：本件に関する情報について

①3 月 14 日より前から何らかの情報を得ていた。	15 通	15%
②3 月 14 日の調査会以降に情報を得た。	9 通	9%
③このアンケートで初めて知った。	77 通	75%
④未記入	1 通	1%

質問 2：前問で①あるいは②と記載された方（このアンケート以前）の情報源（重複あり）

①行政機関	7 通	27%
②業界団体	16 通	62%
③仕入先	1 通	4%
④その他	1 通	4%
⑤未記入	1 通	4%

質問 3：「一般消費者向けの添加物」と「業務用添加物」への仕分け

①賛成	17 通	17%
②どちらでも	29 通	28%
③反対	55 通	54%
④未記入	1 通	1%

質問 4：JAS 法に基づく表示を全添加物に適用すること

①賛成	17 通	17%
②どちらでも	29 通	29%
③反対	54 通	53%
④未記入	2 通	2%

寄せられた意見：別紙 2 の通り

ご協力ありがとうございました。

〒530-0047 大阪市北区西天満 3 丁目 13-18 島根ビル 5 階

NPO 法人食品安全グローバルネットワーク 中村幹雄（鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授）

TEL：06-5311-1494 FAX：06-6311-1484 メール：mikio-nakamura@mopera.net

別紙 2

寄せられた意見

1	このアンケートの意図が分からない。
2	消費者庁の資料内容が正しくない部分あり。
3	バニラエッセンスの例は、現状の香料の表示方法と異なるように思う。
4	規格基準の設けられた食品添加物の小分け製造で表示責任者を設置することで食品衛生管理者を不要と考えてよいか？
5	食品衛生法と JAS 法のいずれかに統一してほしい。
6	食品衛生法だけで十分だ。
7	内容量は、計量法に基づき表示しており、JAS によるものではない。
8	使用基準が設けられた複数の添加物からなる添加物製剤には、個々の添加物に設けられた使用基準を全て記載するなどの実情をご存知なのでしょうか。
9	販売の用に供する添加物について、知識や経験を有しない方々で議論されている。こんなやり方で、新たな制度を作ってよいのだろうか、大変疑問だ。
10	監視・指導はどうなるのか。新たな二重行政に繋がるのではないか。

別紙 3 : アンケート葉書

アンケート

本年 3 月 14 日、消費者委員会食品表示部会生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会で、消費者庁食品表示企画課が作成した「販売の用に供する添加物の表示について（案）」が配布され審議されました。本件について、お尋ねいたします。

<以下の質問について、○で囲んで下さい。>

- 1) 本件に関する情報について
 - ①3 月 14 日より前から何らかの情報を得ていた。
 - ②3 月 14 日の調査会以降に情報を得た。
 - ③このアンケートで初めて知った。
- 2) 前問で①あるいは②と記載された方の情報源
 - ①行政機関 ②業界団体 ③仕入先 ④その他
- 3) 「一般消費者向けの添加物」と「業務用添加物」への仕分け
 - ①賛成 ②どちらでも ③反対
- 4) JAS 法に基づく表示を全添加物に適用すること
 - ①賛成 ②どちらでも ③反対

ご協力ありがとうございました。

本アンケート調査の結果は、早急に取りまとめ、消費者庁に通知します。